

ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス
基 本 約 款

2025 年 11 月 5 日実施

株式会社 NTT ドコモ

目次

I	基本約款の適用	1
1	適用	1
2	基本約款等の変更	1
3	用語の定義	2
4	日数の取り扱い	5
II	使用の申し込みおよび契約	6
5	使用の申し込み	6
6	契約の成立および更新	6
7	承諾の限界	7
8	名義の変更	8
9	ガス使用契約の解約	9
10	契約消滅後の関係	11
III	検査	12
11	供給施設等の検査	12
IV	検針および使用量の算定	13
12	検針	13
13	計量の単位	14
14	使用量の算定	14
15	使用量のお知らせ	16
V	料金等	17
16	料金の適用開始	17
17	支払期限	17
18	料金の算定および申し受け	17
19	単位料金の調整	19
20	料金の精算等	21
21	電子媒体による請求額情報の通知	21
22	料金等その他支払債務の支払方法	22
23	延滞利息	24
24	債権の譲渡等	24
VI	供給	25
25	供給ガスの熱量、圧力および燃焼性	25
26	供給または使用の制限等	25
27	供給停止	26
28	供給停止の解除	26
29	供給制限等の賠償	27

VII	保 安	28
3 0	供給施設の保安責任	28
3 1	周知および調査義務	28
3 2	保安に対するお客さまの協力	28
3 3	お客さまの責任	29
VIII	そ の 他	31
3 4	使用場所への立ち入り	31
3 5	反社会的勢力等との取引排除	31
3 6	管轄裁判所	32
3 7	支払証明書等の発行	32
3 8	お客さまの氏名等の変更の届出	32
3 9	通知	33
4 0	プライバシーポリシー	33
4 1	準拠法	33
付 則		34
1 .	本基本約款の実施の期日	34
2 .	「1 9 単位料金の調整」について	34
3 .	ガスメーターの能力の表記に関する経過措置	34
別 表		35
(別表第1)		35
(別表第2)		36
(別表第3)		37
(別表第5)		39
(別表第6)		40
(別表第7)		42

I 基本約款の適用

1 適用

- (1) この「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス 基本約款」（以下「基本約款」といいます。）は、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）が、ガス小売事業者（第 3 条第 24 項参照）としての東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」といいます。）が行うガス供給の取次事業者として、お客さまとガス需給契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の締結を行うにあたり、適用される基本的な供給条件を定めたものです。
- (2) この基本約款は、一般ガス導管事業者（第 3 条第 25 項参照）が定める託送供給約款（第 3 条第 26 項参照）の別表第 12（供給区域等）に定められる供給区域の需要場所に係るガスの供給に関して適用いたします。
- (3) この基本約款は、料金等を別途定める当社の選択約款等（以下「選択約款等」といいます。）とあわせて適用いたします。なお、この基本約款に定める事項について選択約款等に異なる定めがある場合、選択約款等の規定を適用いたします。
- (4) この基本約款および選択約款等（以下「基本約款等」といいます。）に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの基本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。また、お客さまには、必要に応じて一般ガス導管事業者と別途協議を行っていただく場合があります。

2 基本約款等の変更

- (1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款または東邦ガスが定めるガスの供給および使用にかかる約款が変更された場合、法律、命令、条例または規則（以下「法令等」といいます。）の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき個別にお客さまと合意することなくこの基本約款等の内容を変更することがあります。この場合、原則として、料金に係る供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の基本約款等によるものといたします。
- (2) 当社は、基本約款等を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、基本約款等を変更する旨および変更後の基本約款等の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、インターネット上での開示または第 39 条第 1 項各号に定める通知方法によりお知らせいたします。
- (3) 当社は、この基本約款等を変更する場合、ガス事業法施行規則に定める場合および次項に定める場合を除き、変更前における供給条件の説明ならびに書面の交付については、第 39 条第 1 項に定めるその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする

る事項のみを説明し、記載いたします。また、変更後の書面の交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社および東邦ガスの名称、住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号をお知らせいたします。

- (4) 当社は、この基本約款等について、法令等の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の契約内容の実質的な変更を伴わない変更の場合、変更前の供給条件の説明ならびに書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、また、変更後の書面の交付については行わないものといたします。
- (5) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづき、本約款に定めるお客さまが負担する債務をお支払いいただきます。

3 用語の定義

この基本約款等において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 熱量 —

- (1) 「熱量」… 摂氏0度および圧力 101.325 キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス 1 立方メートルの総熱量をいいます。
- お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2) 「標準熱量」… 前項の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

— 圧力 —

- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (7) 「ガス工作物」… ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（第9項から第18項までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

— 供給施設 —

- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

— 導管 —

- (9) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の関係法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。
- ① 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
 - ⑤ その他、一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。
- (10) 「供給管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有または占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (11) 「内管」… 前項の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。
- (12) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (13) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14) 「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (15) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量する機能を持ち、そのために用いられる計量器をいいます。
- (16) 「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有する

ものをいいます。

- (17) 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。
- (18) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。

— 消費機器 —

- (19) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

— その他の定義 —

- (20) 「ガス工事」… 供給施設の設置または変更の工事をいいます。
- (21) 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取することをいいます。
- (22) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (23) 「消費税率」… 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (24) 「ガス小売事業者」… ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。
- (25) 「一般ガス導管事業者」… ガス事業法第2条第6項に定める事業者をいいます。この基本約款等では東邦ガスネットワーク株式会社を指します。
- (26) 「託送供給約款」… 一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。
- (27) 「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが第5条第1項のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。なお、一般ガス導管事業者がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除きます。）には、当社はガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。
- (28) 「需要場所」… お客さまがガスを使用する場所をいい、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。

① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある場合

各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。
なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

イ. 各戸が独立的に区画されていること。

ロ. 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること。

ハ. 各戸が世帯単位の住居に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内または 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合には、住宅部分については第 1 号により、非住宅部分については前号により取り扱います。

(29) 「スイッチング」… 同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

(30) 「ガス使用契約」… 基本約款等にもとづくガスの供給および使用に関する契約のことをいいます。

(31) 「回線契約約款」… 当社が別に定める Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款または 5G サービス契約約款の総称をいいます。

(32) 「回線契約」… 回線契約約款にもとづく Xi 契約、FOMA 契約または 5G 契約をいいます。

(33) 「d アカウント」… 当社が別に定める d アカウント規約にもとづき当社が発行したドコモ回線 d アカウントまたはキャリアフリー d アカウントをいいます。

(34) 「ドコモ ガス」… 当社が提供するガス供給の取次サービスをいいます。

(35) 「ドコモ ガスポイント提供条件」… 当社が別に定める「ドコモ ガス d ポイント提供条件」をいいます。

(36) 「ドコモでんきサイト」… ドコモ ガスに関する情報を掲載した当社のインターネットサイト<<https://denki.docomo.ne.jp>> (当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)をいいます。

4 日数の取り扱い

この基本約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

Ⅱ 使用の申し込みおよび契約

5 使用の申し込み

- (1) 当社とガス使用契約の締結を希望する方は、あらかじめこの基本約款、お客さまが適用を希望する選択約款等およびドコモ ガスポイント提供条件ならびに託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) ガスを新たに使用するためにガス工事を申し込む方、または、ガス栓の増減、内管またはガスメーターの位置替え等供給施設の変更をしようとする方は、一般ガス導管事業者が定める工事約款（以下「工事約款」といいます。）を承諾のうえ、一般ガス導管事業者にガス工事の申し込みをしていただきます。
- (3) 当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただくほか、お客さまの氏名、住所を証明するものを提示していただくことがあります。
- (4) 第 1 項のガス使用の申し込みには、お客さまご自身の名義の d アカウントが必要となります。
- (5) 第 1 項のガス使用の申し込みの受付場所は、当社指定の契約申し込み等の契約事務を行うドコモ ガスサービス取扱所といたします。なお、当社が適当と判断した場合は、電話またはインターネット等による申し込みを受け付けることがあります。
- (6) 未成年者が第 1 項の申し込みをするにあたっては、親権者または未成年後見人の事前の同意を得るものとします。
- (7) 第 1 項のガス使用の申し込みに際し、お客さまは、特定回線（お客さまが指定する 5G、FOMA または Xi（当該回線契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するものまたは共用 FOMA に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。
 - ① 該回線の契約者名義がガス使用契約の申し込みをする者と同一でないもの。
 - ② 当該回線の契約者名義が法人であるもの。
 - ③ 当該回線契約約款に規定する電話番号保管をしているもの。
 - ④ 他のガス使用契約に係る特定回線であるもの。
 - ⑤ 料金その他の債務（契約約款に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - ⑥ その他当社が指定するもの。

6 契約の成立および更新

- (1) この基本約款等にもとづくガス使用契約は、当社が第 5 条第 1 項のガス使用の申し込

みを承諾したときに成立いたします。ただし、ガス使用契約にもとづく東邦ガスからお客さまへのガス供給を行うための手続き等において、関連する一般ガス導管事業者からの承諾が得られないことが明らかとなった場合等ガスの供給開始に向けた手続きに支障がある場合には、ガス使用契約は当初にさかのぼってその効力を失うものとします。契約を変更する場合も、同様といたします。

- (2) 当社は、原則として1需要場所につき、1ガス使用契約を締結します。
- (3) ガス使用契約の締結において、契約締結前の供給条件の説明および書面の交付ならびに契約締結後の書面の交付については、当社が適当と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) お客さまは、第5条第7項に定める場合のほか、当社が別に定めるところにより特定回線の指定、変更または廃止の請求をすることができます。
- (5) 前項の規定により特定回線を指定または変更するときは、第5条第7項に準じます。
- (6) 前二項の規定にかかわらず、特定回線に係る契約の解除があったときは、その契約の解除と同時に特定回線を廃止します。

7 承諾の限界

- (1) 当社は、ガス使用契約をその適用開始日から1年に満たない日に解約したお客さまが、同一需要場所で再びガス使用契約の申し込みをされた場合、適用開始の希望日が過去の契約の解約日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更や建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（次項において同じ。）。
- (2) 当社は、選択約款等の契約をされているお客さまで、その契約の適用開始日から1年に満たない日に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、選択約款の種別を問わず申し込みを承諾しないことがあります。
- (3) 当社は、次に掲げる東邦ガスの責めによらない事由等によりガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路または河川等が、法令等によってガス工作物に関する当該工事を制限または禁止されている場合。
 - ② 災害および感染症の流行等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合。
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合。
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難でありまたは保安の維持が困難と認められる場合。
 - ⑤ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社または東邦ガスの正常な企業努力では東邦ガスによるガスの供給が不可能な場合もしくは著しく困難な場合。
- (4) 当社は、第26条第1項の供給または使用の制限事由や第27条の供給停止事由に該当

する場合や、申込者（申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係においてこの基本約款等にもとづく契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体を含みます。）が当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合等は、申し込みを承諾しないことがあります。

(5) 当社は以下の場合、ガス使用契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- ① 東邦ガスから当社に対して、ガス使用契約の申し込みの受付を中止するよう申し入れがされた場合。
- ② 当社が、東邦ガスの供給するガスの取次を終了した場合。

(6) 当社は、次の場合その他必要がある場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

- ① お客さまが、ガス使用契約の申し込みやその他の場合に、お客さまの氏名、住所およびその他申し込みの内容について、事実と異なる申し出を行った場合。
- ② 新たにガスの使用を開始する需要場所で供給地点特定番号が発番されていない場合。
- ③ お客さまが、特定回線の回線契約約款に定める申し込みにあたって、事実と異なる申し出を行った場合。
- ④ お客さまが満 13 歳未満である場合。
- ⑤ お客さまが法人名義で申し込みされた場合。
- ⑥ お客さまが当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、または怠るおそれがある場合。
- ⑦ お客さまが過去に不正な行為等により当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者からガス使用契約の解約 または供給の停止等の措置を受けたことがある場合。
- ⑧ お客さまが第 35 条の定め違反するおそれがある場合。
- ⑨ 当社または東邦ガスのシステムに障害が発生している等技術的要因により申し込みをお受けできない場合。
- ⑩ 申し込みをお受けできないと認められる相当の事由がある場合、その他経済的観点から合理性が認められない等当社または東邦ガスの業務の遂行上著しい支障がある場合。

(7) 当社は、本条によりガス使用契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8 名義の変更

(1) お客さまは、ガス使用契約の名義について、名義変更（氏名または名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を申し込むことができます。

- (2) お客さまは、前項の規定により名義変更を申し込むときは、当事者が連署した当社所定の書面により申し込みをしていただきます。
- (3) 当社は、第1項の申し込みがあったときは、次の場合を除いてこれを承諾します。
- ① 名義変更により新たにそのガス使用契約の契約者になろうとするお客さまが、当社に対する料金その他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
 - ② その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (4) 前三項の規定にかかわらず、相続に伴うガス使用契約の名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
- ① 相続人は、当社所定の書面に相続があったことを証明する書類を添えて申し込みをしていただきます。
 - ② 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて申し込みしていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - ③ 第1号の規定による代表者からの申し込みがあるまでの間、当社は、自らの裁量により相続人のうちの1人を契約者として取り扱います。
- (5) 前四項の規定にかかわらず、当社は、お客さまが特定回線を指定している場合、その特定回線に係る契約について名義変更があったときは、そのガス使用契約に係る名義変更の申し込みがあったものとみなして、これを承諾します。この場合において、名義変更により新たにそのガス使用契約の契約者となるお客さまは、名義変更後の特定回線に係る契約者と同一とします。
- (6) 前項に規定する特定回線の名義変更には、相続に伴う名義変更を含みます。
- (7) ガス使用契約の名義変更を行った場合、名義変更後にそのガス使用契約の契約者となる者は、名義変更前の契約者がガス使用契約にもとづき当社または東邦ガスに対して有していた一切の権利および義務を承継するものとします。
- (8) ガス使用契約の名義変更があったときは、当社から東邦ガスへ名義変更に係る情報を連携する期間において一時的に当社と東邦ガスとで名義が一致しない場合があります。

9 ガス使用契約の解約

- (1) お客さまが、スイッチング以外の事由によりガスの使用を廃止する場合、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日を東邦ガスによるガス供給の終了日とし、ガス使用契約の終了の処置（当社が東邦ガスによるガス供給の終了日を把握し、ガス使用契約の終了の手続きを行うことをいいます。以下同じとします。）を行った日をガス使用契約の解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、ガス使用廃止が行われた日を東邦ガスによるガス供給の終了日とし、ガス使用契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。

- (2) お客さまが、スイッチングにより当社とのガス使用契約を解約する場合、託送供給約款にもとづき、スイッチング後のガス小売事業者が一般ガス導管事業者を介して東邦ガスに廃止の旨の通知をし、当社は、原則として、その通知を東邦ガスから受領した直後の定例検針日を東邦ガスによるガス供給の終了日とし、ガス使用契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。また、お客さまが、東邦ガスまたは東邦ガスの他の取次店の他のガス使用契約、当社の他のガス使用契約へ切り替える場合も、これに準じるものといたします。
- (3) 当社は、次の場合、お客さまに対する通知によりガス使用契約を解約できるものといたします。なお、次の場合に該当することにより、当社または東邦ガスが損害を被った場合、お客さまはその損害を賠償する責任を負います。
- ① お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合であって、東邦ガスがガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、その他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとった場合。なお、この場合、この措置をとった日をガス供給の終了日とし、ガス使用契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。
- (4) 当社は、次の場合、お客さまに対してガス使用契約の解約を申し出ることができるものといたします。なお、次の場合に該当することにより、当社が損害を被った場合、お客さまはその損害を賠償する責任を負います。
- ① お客さまがイまたはロに掲げる事由に該当する場合。この場合、当社は、イまたはロの事由によりガスの供給を終了する旨を予告のうえ、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者がガスの供給を終了（メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断）することがあります。なお、少なくとも2回予告することとし、供給終了を予告する日と供給終了する日との間にそれぞれ15日間程度および5日間程度の日数をおいて予告し、ガス使用契約の終了の措置を行った日を解約日といたします。
- イ. お客さまが、第17条第2項の支払期限日を経過してなお料金その他の当社に対する債務を支払わない場合（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
- ロ. お客さまが、当社との他のガス使用契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期限日を経過してなお料金その他の当社に対する債務を支払わない場合（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
- ② 前号のほか、お客さまに契約違反があった場合。
- ③ 第7条第3項各号の事由に該当し、ガスの供給の継続が困難な場合。
- (5) お客さまは、前項の規定により当社がお客さまとのガス使用契約を解約しようとしている場合、第34条第4号および第5号を含むガスの閉栓が速やかに行われるよう当社、東邦ガスおよび一般ガス導管事業者と協力しなければならないものとし、閉栓した日を

もってガス供給の終了日とし、ガス使用契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。

- (6) ガスの閉栓がなされず、お客さまがガスをご使用になった場合、当社は、ガス使用契約にもとづき、お客さまに対して当該ご使用分の料金を請求します。

10 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に当社または東邦ガスとお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、第9条または第35条の規定によってガス使用契約が解約されても、消滅いたしません。
- (2) 一般ガス導管事業者は、第9条または第35条の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等一般ガス導管事業者所有の既設供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ 検 査

1 1 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、東邦ガスを通じて一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものいたします。次項において同じ。）はお客さまのご負担となります。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は一般ガス導管事業者が負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器および 第 3 条第 15 項に定めるガスメーター以外のガス計量器等については東邦ガスを通じて一般ガス導管事業者、消費機器については東邦ガスに、それぞれ法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。
- (3) 東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は、前二項に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者が第 1 項および第 2 項に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

IV 検針および使用量の算定

1 2 検 針

— 検針の手順 —

(1) 一般ガス導管事業者は、あらかじめ定めた日に毎月 1 度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。

- ① 検針区域の設定… 効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
- ② 定例検針を行う日の設定… 検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

(2) 東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は、前項の定例検針日以外に次の日に検針を行います。

- ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、第 4 号の場合およびスイッチングの場合を除きます。）。
- ② 第 9 条第 1 項から第 4 項または第 35 条の規定によるガス供給の終了日。
- ③ 第 27 条の規定によりガスの供給を停止した日。
- ④ 第 28 条の規定によりガスの供給を再開した日。
- ⑤ ガスメーターを取り替えた日。

— 検針の省略 —

(3) お客さまが新たにガスの使用を開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が 5 日（第 7 項に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。

(4) ガス使用契約が第 9 条第 1 項、同条第 3 項または第 35 条の規定により解約される場合で、解約日直前の定例検針を行う日または定例検針日から解約日までの期間が 4 日（第 7 項に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約日直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

(5) 第 2 項第 3 号の供給停止に伴う検針日から第 2 項第 4 号の供給再開に伴う検針日までの期間が 5 日（第 7 項に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。

(6) お客さまの不在または災害および感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

(7) 第 1 項および第 3 項から第 5 項に定める休日とは、日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日ならびに 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日、および 12 月 30

日といたします。

1 3 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第 1 位以下の端数は読みません。
- (3) 第 14 条第 9 項または同条第 12 項の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第 1 位以下の端数は切り捨てます。

1 4 使用量の算定

- (1) 東邦ガスは、前回の検針日および今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーターおよび取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
- (2) 前項の「検針日」とは、次の日をいいます（次項、第 7 項および第 17 条第 1 項において同じ）。
 - ① 第 12 条第 1 項および第 2 項第 1 号から第 4 号までの日であって、検針を行った日。
 - ② 第 4 項から第 7 項までの規定により使用量を算定した日。
 - ③ 第 8 項の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日。
- (3) 第 1 項の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。
 - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（次号および第 3 号の場合を除きます。）。
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合または第 28 条の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始または再開の日から次の検針日までの期間。
 - ③ 第 27 条の規定によりガスの供給を停止した日に第 28 条の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間。

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

- (4) 東邦ガスは、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

（備 考）

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (5) 前項で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の第 1 号の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の第 2 号の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$ (小数点第 1 位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備 考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (6) 東邦ガスは、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなときには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

- ① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなときには、その月の使用量は 0 立方メートルといたします。

- ② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

- (7) 東邦ガスは、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0 立方メートルといたします。

— 災害および感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

- (8) 東邦ガスは、災害および感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に一般ガス導管事業者が検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、前四項に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、第 10 項または第 11 項に準じて使用量を算定し直します。

- (9) 東邦ガスは、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前 3 か月分をこえない範囲内で、別表第 1 の算式により使用量を算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

- (10) 東邦ガスは、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前 3 か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さま

と協議のうえ、使用量を算定いたします。

- (11) 東邦ガスは、災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は前項の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、お客さまと協議のうえ改めて使用量を算定し直します。
- (12) 東邦ガスは、第 25 条第 3 項の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第 2 の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

1 5 使用量のお知らせ

当社は、東邦ガスが前条の規定により算定した使用量を電磁的方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、災害等やむを得ない理由がある場合には、使用量をお知らせしないことがあります。

V 料 金 等

1 6 料金の適用開始

料金の適用開始日は、以下のとおりといたします。なお、第 3 条第 27 項のガス小売供給に係る無契約状態（いずれのガス小売事業者とも託送契約が締結されていない状態）が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日から適用いたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した日または第 28 条の規定により供給を再開した日から適用いたします。
- ② 東邦ガス、東邦ガスの他の取次店、東邦ガス以外の他のガス小売事業者から当社へ変更してガスの使用を開始する場合、または当社の他のガス使用契約から変更する場合は、原則として、契約成立日以降、所定の手続きを完了した後の翌々定例検針日の翌日から適用いたします。

1 7 支払期限

- (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
 - ① 検針日（第 12 条第 2 項第 1 号、第 4 号および 第 14 条第 8 項を除きます。）。
 - ② 第 14 条第 9 項、第 10 項または第 11 項後段の規定（第 8 項後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日。
 - ③ 第 14 条第 8 項前段または第 11 項前段の規定（第 8 項後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、第 15 条により使用量をお知らせした日。
- (2) 料金は、別途当社が 定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- (3) 当社は、ガス料金およびお客さまと東邦ガスの付帯サービス契約料金（らくらくメンテ、らくらく暮らしサポート、警報器リース、お見張りサービス（自動通報サービス）、その他今後、ガス料金と合算しての請求を行うサービス等の料金をいいます。）（以下「付帯サービス料金」といいます。）を合算して請求いたします。なお、付帯サービス料金の支払義務発生日、明細書の通知方法および支払期限日は、ガス料金と同様といたします。
- (4) 第 22 条第 1 項第 6 号の規定が適用される場合の支払期限日は、翌月の料金の支払期限日といたします。

1 8 料金の算定および申し受け

— 料金の算定方法 —

- (1) 当社は、選択約款等の料金表を適用して、第 15 条の規定によりお知らせした使用量にもとづき、その料金算定期間の料金（基本料金、従量料金および割引額（割引制度が適用

されている場合に限りまゝ。)からそれぞれ消費税等相当額を除いた金額(以下「割戻し料金」といいます。)の合計に、消費税等相当額を加えた金額をいい、第23条、別表第3、別表第4および選択約款等においても同様とします。)を算定いたします。

— 料金算定期間および日割計算 —

(2) 当社は、次項の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。

(3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社または東邦ガスの都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合。

② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合。

③ 第9条第1項から第4項または第35条の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合。

④ 第27条の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(第12条第5項により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

⑤ 第28条の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(第12条第5項により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

⑥ 第26条第1項の規定によりガスの供給を中止しまたはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(4) 当社は、前項第1号から第5号までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第3によります。

(5) 当社は、第3項第6号の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第4によります。

— 端数処理 —

(6) 当社は、第1項の割戻し料金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金および単位料金(基準単位料金、調整単位料金または基準単位料金と調整単位料金の差額)を当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

1 9 単位料金の調整

- (1) 東邦ガスは、毎月、次項第 2 号により算定した平均原料価格が次項第 1 号に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により選択約款に定める各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、第 3 項のとおりといたします。

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。

- (2) 前項の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

83,350 円

- ② 平均原料価格（トンあたり）

次項第 3 号に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9576 + \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0466$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算 式)

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2 0 料金の精算等

- (1) 当社は、第14条第5項の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と第14条第9項、第10項、第11項の規定により算定した使用量にもとづいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、第25条第2項で定める標準熱量より2パーセントをこえて低い場合には、別表第5の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

2 1 電子媒体による請求額情報の通知

- (1) 当社は、お客さまから請求があったときは、次の場合を除いて、当社または第24条に定める請求事業者が行う請求に係る情報（料金および付帯サービス料金（以下、料金と付帯サービス料金を合わせて「料金等」といいます。）ならびに延滞利息等の請求額および料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等および延滞利息等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。
- ① お客さまが料金等を次条第1項第2号ハにより支払われるとき。
- ② お客さまが料金等を次条第1項第1号により支払われる場合であって、当社が別に定めるとき。
- ③ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (2) お客さまが料金等を次条第1項第2号イまたはロにより支払われるとき、当社がそのことを確認した日において、第1項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。ただし、お客さまから電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があった場合はこの限りではありません。
- (3) 当社は、ガス使用契約の申し込みまたは支払方法の変更を承諾した際に、第1項に規

定する請求があったものとみなして取り扱います。

- (4) 当社は、第 1 項に規定する請求データ蓄積装置に、お客さまに係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報をお客さまに通知したものとみなします。
- (5) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを行っている場合で、第 9 条の規定によりそのガス使用契約が解約されたことを当社が確認したときは、口座振替案内書またはクレジットカード利用案内書を発行します。
- (6) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているとき、お客さまからこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。
 - ① 第 1 項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - ② 第 9 条の規定によりそのガス使用契約が解約されたとき。
- (7) 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

2.2 料金等その他支払債務の支払方法

- (1) お客さまは、料金等を、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める方法により支払うものとします。
 - ① お客さまが特定回線を指定している場合、回線契約約款にもとづく Xi サービス、FOMA サービスまたは 5G サービスの料金（以下総称して「回線料金」といいます。）と併せて支払う方法により支払っていただきます。なお、料金等の請求方法、支払方法および請求額情報の通知等については、基本約款等に別段の定めがある場合を除き、回線料金に係る回線契約約款の定めを準用することとします。
 - ② お客さまが特定回線を指定していない場合、特定回線を指定しているが前号による支払いを希望しない場合、または特定回線に係る契約の解約に伴い特定回線の指定が解除される場合、次に定める方法の中から料金等の支払方法を選択いただきます。
 - イ. お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法。
なお当該方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ口座情報を当社に申し出ていただきます。
 - ロ. お客さまが当社の指定する決済用クレジットカードにより支払う方法。なお、お客さまのご本人名義のクレジットカードに限ります。また、当該方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめクレジットカードの情報を当社に申し出ていただきます。この場合、決済用クレジットカードの発行者（以下「カード会社」といいます。）の定める方法に従い、当該カード会社からお客さまに対して料金相当額が請求されます。
 - ハ. お客さまが料金等を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払う方

法。なお、当該方法を希望される場合には、当社が指定する様式によっていただきます。

- ③ お客さまが料金等を前号により支払われる場合は、次の時に当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ. 前号イにより支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ. 前号ロにより支払われる場合は、料金等がそのカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ. 前号ハにより支払われる場合は、料金等が当該金融機関に払い込まれたとき。

- ④ お客さまが第 2 号イまたはロにより料金等を支払われる場合において、口座振替案内書またはクレジットカード利用案内書の発行を希望されるときは、当社は、別表第 7 の手数料等に定める金額（以下「請求書等発行手数料」といいます。）を申し受けます。

- ⑤ お客さまが第 2 号ハにより料金等を支払われる場合は、当社は、請求書等発行手数料および別表第 7 の手数料等に定める請求書取扱事務手数料（以下「請求書取扱事務手数料」といいます。）を申し受けます。なお、お客さまが他の方法での支払いを希望された場合であっても、当該支払いの手続きが完了するまでの間であって、同号ハの請求書が発行された場合は、請求書等発行手数料および請求書取扱事務手数料を申し受けます。

- ⑥ お客さまが料金等を第 2 号イまたはハにより支払われる場合において、お客さまへ請求する奇数月の料金等が、当社が別に定める額に満たないときは、当社はその暦月と翌暦月の料金等を、まとめて請求するものとし、お客さまは所定の支払期限日までに支払うものとします。ただし、お客さまから 1 月毎の支払いを希望する申し出があった場合は、この限りではありません。なお、当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

- ⑦ お客さまが料金等を特定回線と一括して支払われる場合は、請求書等発行手数料および請求書取扱事務手数料は基本約款等によらず、当該回線契約に係る回線契約約款の定めるところによります。

- ⑧ お客さまが何らかの事情により第 2 号イまたはロにより料金等を支払うことができなかった場合、当社は同号ハに定める方法によりお客さまに対して料金等を請求いたします。この場合、当社は、第 5 号で定める請求書等発行手数料および請求書取扱事務手数料を申し受けます。

- (2) お客さまは、その他支払債務について、当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者が別途指定する方法により支払うものとします。

2 3 延滞利息

- (1) お客さまが料金等を、支払期限日を経過してなお支払われない場合には、お客さまは、支払期限日の翌日から支払いの前日までの期間の日数に応じて延滞利息を料金等と同じ方法で支払うものといたします。ただし、支払期限日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金等から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 14.5 パーセントの割合（うるう年の日を含む期間については、366 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。

2 4 債権の譲渡等

- (1) お客さまは、料金等およびその他支払債務に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社および請求事業者は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (2) お客さまは、当社が前項の規定にもとづき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所等の情報（請求事業者がお客さまへ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）ならびに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号および第 9 条の規定にもとづき基本約款等にもとづくガス使用契約が解約されている場合は、その内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (3) お客さまは、当社が第 1 項の規定にもとづき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (4) 第 1 項に規定する当社が別に定める第三者は、パーソナルデータの取扱いに関する同意事項」（https://www.docomo.ne.jp/utility/personal_data/consent_matters/）に定めるところによります。

VI 供 給

2 5 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- (1) 東邦ガスは、次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、別表第 6 の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は 13A ですので、消費機器は、13A とされている消費機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量……………45 メガジュール
	最低熱量……………44 メガジュール
圧 力	最高圧力……………2.5 キロパスカル
	最低圧力……………1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度……………47
	最低燃焼速度……………35
	最高ウォッベ指数……………57.8
	最低ウォッベ指数……………52.7
	ガスグループ……………13A
	燃焼性の類別（旧呼称）……………13A

- (3) 東邦ガスは、前項に規定する最高圧力をこえるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 東邦ガスは、第 2 項に規定するガスの熱量等および前項の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合東邦ガスの責めに帰すべき事由がないときは、東邦ガスは賠償の責任を負いません。

2 6 供給または使用の制限等

- (1) 東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。
- ① 災害等その他の不可抗力による場合。
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合。
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合。
 - ④ 法令の規定による場合。
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（第 32 条第 1 項の処置をとる場合を含みます。）。

- ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合。
 - ⑦ 東邦ガスまたは一般ガス導管事業者のガス供給の遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合。
 - ⑧ お客さまが第 34 条に掲げる東邦ガスまたは一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合。
 - ⑨ お客さまがガス工作物を故意または過失により損傷または失わせた場合。
 - ⑩ お客さまが託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合。
 - ⑪ その他保安上必要がある場合（第 32 条第 4 項の処置をとる場合を含みます。）。
- (2) 当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は、第 25 条第 2 項に規定するガスの熱量等を維持できない場合および前項の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。

2 7 供給停止

- (1) 東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- ① 第 34 条各号に掲げる東邦ガスまたは一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合。
 - ② ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合。
 - ③ 第 3 条第 10 項の境界線内の一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷または失わせた、当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合。
 - ④ 第 32 条第 5 項および第 33 条第 4 項の規定に違反した場合。
 - ⑤ その他この基本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合。
- (2) 一般ガス導管事業者は、ガス小売供給に係る無契約状態となり、一般ガス導管事業者がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給に係る契約を締結しなかった場合、ガスの供給を停止することがあります。なお、これに伴い一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

2 8 供給停止の解除

- (1) 第 27 条第 1 項の規定により供給を停止した場合において、お客さまがその理由となった事実を解消したことを当社が確認できた場合は、東邦ガスは、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客

さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- (2) 東邦ガスは、供給の再開は原則として9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に速やかに行います。

2.9 供給制限等の賠償

第9条第5項、第26条または第27条の規定により当社が解約をし、または東邦ガスもしくは一般ガス導管事業者が供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由がないときは、当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

Ⅶ 保 安

3 0 供給施設の保安責任

- (1) 内管およびガス栓等、一般ガス導管事業者が定める工事約款および第 33 条第 3 項の規定によりお客さまの資産となる第 3 条第 10 項の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、前項の供給施設について次項に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。
- (3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、第 3 条第 11 項に規定する内管およびガス栓ならびに第 3 条第 14 項に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

3 1 周知および調査義務

- (1) 東邦ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、書面または電磁的方法その他東邦ガスが適当と認める方法により必要な事項をお知らせすることに、あらかじめ承諾していただきます。
- (2) 東邦ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 東邦ガスは、前項のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

3 2 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マ

アイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客さまに当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、前項の場合に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。

- (3) お客さまは、第 30 条第 3 項および前条第 2 項のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転、撤去もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社、東邦ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまが東邦ガスおよび一般ガス導管事業者の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは第 25 条第 2 項に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、一般ガス導管事業者が工事約款の規定により設置したガスメーターについては、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの第 3 条第 10 項の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

3.3 お客さまの責任

- (1) お客さまは、第 31 条第 1 項の規定により東邦ガスがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ東邦ガスの承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の各号に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

- ③ 第 25 条第 2 項に規定する供給ガスに適合するものであること。
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ⑤ 一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまが所有または占有するガス工作物に関して次の各号に掲げる内容を遵守していただきます。
- ① 一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること。
 - ② 技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力していただくこと。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、お客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することがあります。

VIII そ の 他

3 4 使用場所への立ち入り

東邦ガスおよび一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検 針。
- ② 検査および調査のための作業。
- ③ 一般ガス導管事業者の供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業。
- ④ 第 9 条第 1 項から第 4 項または第 35 条の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業。
- ⑤ 第 26 条または第 27 条の規定による供給または使用の制限、中止または停止のための作業。
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業。
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業。

3 5 反社会的勢力等との取引排除

(1) お客さまは、ガス使用契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。違反した場合はガス使用契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、お客さまが前二項に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないでただちに基本約款等による契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

3.6 管轄裁判所

この基本約款等にもとづくガス使用契約に関する訴訟については、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

3.7 支払証明書等の発行

- (1) 当社は、お客さまから請求があったときは、当社が別に定めるところにより、料金等その他の当社に対する債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 当社は、お客さまから請求があったときは、当社の帳簿にもとづき、お客さまのガス使用契約に係る次の事項に係る証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。ただし、経過年数によっては発行できないことがあります。
- ① 申し込みの承諾年月日（名義変更により新たなお客さまが権利義務を承継した場合は、その名義変更の承諾年月日とします。）。
 - ② お客さまの氏名または住所等。
 - ③ お客さま番号。
- (3) お客さまが、第1項または前項の請求をし、支払証明書または契約事項証明書（以下総称して「支払証明書等」といいます。）の発行を受けたときは、別表第7の手数料等に定める支払証明書等の発行手数料のほか印紙代（消費税相当額を含みます。）および郵送料等（実費）の支払いを要する場合があります。

3.8 お客さまの氏名等の変更の届出

- (1) お客さまは、氏名、住所、電話番号その他のガス使用契約に関する当社への届出内容に変更があったときは、速やかに当社に届出いただきます。当社に届出がない場合（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます）、ガス使用契約に定める

当社からお客さまに行う通知は、当社がお客さまから届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

- (2) 前項の届出があった場合、当社はその届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出をお客さまに求める場合があります、お客さまはこれに応じるものとします。

3 9 通知

- (1) 当社は、第 21 条に定める場合を除き、お客さまへの通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができますものとします。

- ① お客さまがガス使用契約にもとづき当社に届出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知。
- ② お客さまが d アカウントの ID として利用されているメールアドレスまたは d アカウント規約にもとづく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知。
- ③ その他当社が適当と判断した方法。

- (2) 前項各号に掲げる方法によるお客さまへの通知は、当社が同項各号に定める通知を発した時点になされたものとみなします。

- (3) 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、ドコモでんきサイト上にその内容を掲載することをもって、ドコモ ガスに関するお客さまに対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容をドコモでんきサイトに掲載した時点をもって当該通知がお客さまに対してなされたものとみなします。

4 0 プライバシーポリシー

個人情報の取扱いについては、当社が別途定める「NTT ドコモプライバシーポリシー」(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>) および「パーソナルデータの取扱いに関する同意事項」(https://www.docomo.ne.jp/utility/personal_data/consent_matters/) ならびに東邦ガスが別途定める「個人情報の取扱いについて」(<https://www.tohogas.co.jp/siteinfo/privacypolicy/>) に従って取り扱います。

4 1 準拠法

ガス使用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

付 則

1. 本基本約款の実施の期日

本基本約款は、2025 年 11 月 5 日から実施いたします。

2. 「19 単位料金の調整」について

(1) 日本国政府による「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」における「足元の物価高に対するきめ細かい対応」の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」といいます。）にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの調整単位料金は、お客さまに適用される調整単位料金から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。

(2) 前項は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。

3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

別 表

(別表第1)

ガスメーターの誤差が使用公差をこえている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

Vは、第14条第9項の規定により算定する使用量

V₁は、計量法で定める使用公差をこえているガスメーターによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差をこえているガスメーターによる速動または遅動の割合
(パーセント)

(別表第2)

最高圧力をこえる圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

Vは、第14条第12項の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力をこえて供給する圧力（キロパスカル）

V₁は、ガスメーターの検針量

(別表第3)

料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備 考)

- ① 基本料金は、選択約款の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

選択約款の料金表における基準単位料金または調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、第19条第3項における適用基準と同様といたします。

(別表第4)

料金の日割計算(2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30－供給中止期間の日数)／30

(備考)

- ① 基本料金は、選択約款の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

選択約款の料金表における基準単位料金または調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、第19条第3項における適用基準と同様といたします。

(別表第5)

標準熱量より2パーセントをこえて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備 考)

Dは、第20条第3項の規定により算定する金額

Fは、選択約款の規定により算定した従量料金

Cは、第25条第2項に規定する標準熱量

Aは、ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

(別表第6)

燃焼速度・ウォッベ指数

- (1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

(算 式)

$$MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCP は、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5 CO_2 + N_2 - 3.77 O_2}{100 - 4.77 O_2} + \left(\frac{N_2 - 3.77 O_2}{100 - 4.77 O_2} \right)^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO₂ は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N₂ は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O₂ は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水 素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン
S_i	282	100	36	41	66	41
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55

	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S_i	47	38	47	40
f_i	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	4.55	5.56	4.55	4.55

- (2) ウォッベ指数とは、ガスの熱量および比重によって決まるもので、次の算式によって

得られる指数をいいます。

(算 式)

$$W I = H g / \sqrt{s}$$

W I は、ウォッベ指数

s は、ガスの空気に対する比重

Hg は、ガスの熱量（メガジュール）

- (3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の 類別	ガスグループ	ウォッベ指数(WI)		燃焼速度(MCP)	
		最 小 値	最 大 値	最 小 値	最 大 値
13A	13A	52.7	57.8	35	47

(別表第 7)

区分		料金額
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	253 円 (内税)
	口座振替案内書またはクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	253 円 (内税)
請求書取扱事務手数料	請求書により金融機関やコンビニエンスストア等にて支払いいただく際の事務手続きや、ご入金結果の登録処理等に係るもの	220 円 (内税)
発行手数料	支払証明書の発行に係るもの	440 円 (内税)
	契約事項証明書の発行に係るもの	330 円 (内税)